

作成日 2019/02/05
改訂日

安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品名	男前モノタロウ 水抜き剤(ガソリン用)
会社名	株式会社MonotaRO
所在地	〒660-0876 兵庫県尼崎市竹谷町2-183 リベル3階
担当者名	商品お問合せ窓口
電話番号	0120-443-509
FAX番号	0120-289-888
整理番号	M190205

2. 危険有害性の要約 GHS分類

物理化学的危険性	引火性液体 区分2
健康有害性	眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分2A 生殖毒性 区分2 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(全身毒性 中枢神経系) 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(気道刺激性) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(血液系) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(肝臓 呼吸器 脾臓) 上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 危険有害性情報

危険
H225 引火性の高い液体及び蒸気
H319 強い眼刺激
H335 呼吸器への刺激のおそれ
H361 生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い
H370 全身毒性、中枢神経系の障害
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による血液系の障害
H373 長期にわたる、又は反復ばく露による肝臓、呼吸器、脾臓の障害のおそれ

注意書き 安全対策

使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)
すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。(P202)
熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)
容器を密閉しておくこと。(P233)
容器を接地すること。アースをとること。(P240)
防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。(P241)
火花を発生させない工具を使用すること。(P242)
静電気放電に対する予防措置を講ずること。(P243)
粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。(P260)
取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264)

	<p>この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)</p> <p>屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。(P271)</p> <p>保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)</p> <p>皮膚又は髪に付着した場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ又は取り除くこと。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353)</p> <p>吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)</p> <p>眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)</p> <p>ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。(P308+P313)</p> <p>気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。(P314)</p> <p>眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。(P337+P313)</p> <p>火災の場合には、適切な消火剤を使用すること。(P370+P378)</p>
応急措置	<p>容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。(P403+P233)</p> <p>換気の良い冷所で保管すること。(P403+P235)</p> <p>施錠して保管すること。(P405)</p>
保管	<p>内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)</p>
廃棄	

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
イソプロピルアルコール	99%以上	CH ₃ CH(OH)CH ₃	(2)-207	既存	67-63-0
防錆剤	1%未満	不明	不明	不明	不明

分類に寄与する不純物及び安定化添加物

情報なし

4. 応急措置

吸入した場合

空気の新鮮な場所へ移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が回復しない場合は医師の診断を受けること。

皮膚に付着した場合

多量の水及び石鹼又は皮膚用洗剤を使用して十分に洗い流すこと。皮膚外観に変化が見られたり、痛みがある場合には、速やかに医師の診断を受けること。衣類にかかった場合は、汚染された衣類を脱ぎ、再使用する前に洗濯すること。

眼に入った場合

水で数分間、注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。眼の刺激が続く場合は、医師の診断を受けること。

飲み込んだ場合

無理して吐かせずに直ちに医師の診断を受けること。水で口の中を洗わせてもよい。ただし、意識のない場合は、口から何も与えてはならない。

予想される急性症状及び遅発性症状	高濃度のばく露では、眼、鼻、のどに刺激を引き起こす。眠気、頭痛、協調運動不能を引き起こす。皮膚への長期ばく露では、脱脂性があり、乾燥、ひび、皮膚炎を引き起こす。
応急措置をする者の保護	火気に注意する。有機溶剤用の防毒マスクがあればそれを使用する。
5. 火災時の措置 消火剤	小火災：二酸化炭素、粉末消火剤、散水、耐アルコール性泡消火剤 大火災：散水、噴霧水、耐アルコール性泡消火剤
使ってはならない消火剤	棒状注水 散水によって逆に火災が広がるおそれがある場合には、上記に示す消火剤のうち、散水以外の適切な消火剤を利用すること。
特有の危険有害性	極めて燃え易く、熱、火花、火炎で容易に発火する。加熱により、容器が爆発するおそれがある。火災によって、刺激性、毒性、又は腐食性のガスを発生するおそれがある。引火性の高い液体及び蒸気。
特有の消火方法	散水以外の消火剤で消火の効果がない大きな火災の場合には、周囲に散水して冷却する。危険でなければ火災地区から容器を移動する。移動不可能な場合は、容器及び周囲に散水して冷却する。消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
消火を行う者の保護	消火作業の際は、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。
6. 漏出時の措置 人体に対する注意事項、 保護具及び緊急時措置	漏出付近から着火源や可燃性のものを速やかに取り除くこと。 火災に備えて消火剤を準備すること。 作業の際には保護手袋、保護眼鏡、保護衣を着用すること。 屋内で漏洩した場合は十分に換気を行うこと。 風上から作業し、風下の人を退避させること。
環境に対する注意事項	流出した製品が河川等に排出され、環境へ流出しないように注意すること。
封じ込め及び浄化の方法 及び機材	少量の場合：土砂、おがくず、布切れ等に吸収させ周辺への流出を防ぐこと。 大量の場合：盛り土などで囲って流出を防止し、ポンプ等でできるだけ回収すること。 廃棄物は関連法令に基づいて処理すること。
7. 取扱い及び保管上の注意 取扱い	「第8項」に記載の設備対策を行うこと。 すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。 周辺での火気、スパーク、高温物の使用は避けること。 容器を転倒、落下させ、衝撃を加えたり、引きずる等の行為は行わないこと。 この製品を取り扱うときに飲食又は喫煙をしないこと。取扱い後は手洗い、うがい、洗顔を十分に行うこと。作業衣等に付着した場合は着替えること。
	技術的対策 安全取扱注意事項
	接触回避 衛生対策

保管	安全な保管条件	熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。ー禁煙。 容器は密栓し、直射日光の当たる場所や高温になる所を避け、風通しの良い冷暗所で保管すること。 酸化剤から離して保管すること。 異なる類の危険物と同一の場所に保管しないこと。 施錠して保管すること。
	安全な容器包装材料	消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用すること。

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
イソプロピルアルコール	200ppm	【最大許容濃度】 400ppm(980mg/m3)	TWA 200 ppm, STEL 400 ppm

設備対策		<p>取扱い設備は防爆型を使用する。 排気装置を付けて蒸気が滞留しないようにする。 取扱い場所の近くには高温、発火源となるものが置かれられないような設備とすること。 屋内作業の場合は、作業者が直接暴露されない設備とするか、局所排気装置などにより作業者が暴露から避けられるような設備とオスール</p>
保護具	呼吸器の保護具 手の保護具 眼の保護具 皮膚及び身体の保護具 適切な衛生対策	<p>有機ガス用防毒マスク 耐溶剤性手袋 普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型 長袖作業服等</p> <p>作業中は飲食、喫煙をしない。 マスク等の吸着剤の交換は、定期又は使用の都度行</p>

9. 物理的及び化学的性質

外観	物理的状態 形状 色	液体 液体 無色透明 刺すような臭い データなし
臭い 臭いのしきい(閾)値		データなし
pH 融点・凝固点 沸点、初留点及び沸騰範囲		8.8 -90°C(イソプロピルアルコール100%としての情報) 83°C(沸点)
引火点 蒸発速度 燃焼性(固体、気体)		11.7000°C (タグ密閉式) データなし データなし
燃焼又は爆発範囲	下限 上限	2Vol%(イソプロピルアルコール100%としての情報) 12Vol%(イソプロピルアルコール100%としての情報) 4.4Pa(イソプロピルアルコール100%としての情報)
蒸気圧 蒸気密度 比重(密度) 溶解度 n-オクタノール／水分配係数		データなし データなし 0.786 水に対する溶解性 易溶 データなし
自然発火温度 分解温度 粘度(粘性率) 動粘性率		456°C(イソプロピルアルコール100%としての情報) データなし データなし データなし

10. 安定性及び反応性

反応性
化学的安定性
危険有害反応可能性

情報なし
通常の取扱いにおいて安定。
強酸化剤と反応し、火災や爆発の危険性をもたらす。

避けるべき条件
混触危険物質
危険有害な分解生成物

高温においてアルミニウムを腐食する。
高温、加熱
強酸化剤、強アルカリ
燃焼により刺激性ガスを発生する。

11. 有害性情報
急性毒性

経口

急性毒性推定値が4428.2828283mg/kgのため区分5に該当。

JIS Z 7252に採用されていないため区分5から区分外に変更。

毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分外から分類できないに変更。

経皮

急性毒性推定値が5000mg/kg超のため区分外に該当。

毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分外から分類できないに変更。

吸入

(気体)

GHS定義による気体ではない。

(蒸気)

急性毒性推定値が50000ppm超のため区分外に該当
毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分外から分類できないに変更。

(粉じん・ミスト)

データ不足のため分類できない。

危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分外に該当。

毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分外から分類できないに変更。

眼区分2の成分合計が99%のため、区分2Aに該当。

皮膚腐食性及び皮膚刺激性

眼に対する重篤な損傷性
又は眼刺激性

呼吸器感作性又は皮膚感作性

(呼吸器感作性)

データ不足のため分類できない。

(皮膚感作性)

データ不足のため分類できない。

データ不足のため分類できない。

データ不足のため分類できない。

(生殖毒性)

区分2の成分が99%のため、区分2に該当。

(生殖毒性・授乳影響)

データ不足のため分類できない。

生殖細胞変異原性
発がん性
生殖毒性

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

区分1(全身毒性)の成分が99%のため、区分1(全身毒性)に該当。

区分1(中枢神経系)の成分が99%のため、区分1(中枢神経系)に該当。

区分3(気道刺激性)の成分合計が99%のため、区分3(気道刺激性)に該当。

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

区分1(血液系)の成分が99%のため、区分1(血液系)に該当。

区分2(肝臓)の成分が99%のため、区分2(肝臓)に該当。

区分2(呼吸器)の成分が99%のため、区分2(呼吸器)に該当。

吸引性呼吸器有害性		区分2(脾臓)の成分が99%のため、区分2(脾臓)に該当。 動粘性率が不明のため、分類できないに該当。
12. 環境影響情報		
水生環境有害性(急性)		(毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計が0%のため、区分外に該当。 毒性未知成分を含有しているため、区分外から分類できないに変更。
水生環境有害性(長期間)		(毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計が0%のため、区分外に該当。 毒性未知成分を含有しているため、区分外から分類できないに変更。
オゾン層への有害性		データ不足のため分類できない。
13. 廃棄上の注意		
残余廃棄物		残余物を廃棄する場合は都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託すること。 残余物や洗浄液は直接環境中(河川・湖沼・下水道等)に廃棄してはならない。 廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上委託すること。
汚染容器及び包装		使用後の空容器は内容物を完全に除去してから廃棄物処理業者へ委託すること。
14. 輸送上の注意		
国際規制	海上規制情報	IMOの規定に従う。
	UN No.	1219
	Proper Shipping Name	イソプロパノール
	Class	3
	Packing Group	II
	Marine Pollutant	Not applicable
	Transport in bulk according to MARPOL 73/78, Annex II, and the IBC code.	Not applicable
	航空規制情報	ICAO/IATAの規定に従う。
	UN No.	1219
	Proper Shipping Name	イソプロパノール
	Class	3
	Packing Group	II
国内規制	陸上規制	非該当
	海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
	国連番号	1219
	品名	イソプロパノール
	クラス	3
	容器等級	II
	海洋汚染物質	非該当
	MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質	非該当
	航空規制情報	航空法の規定に従う。
	国連番号	1219

品名
クラス
等級
緊急時応急措置指針番号

イソプロパノール
3
II
129

15. 適用法令

化審法
労働安全衛生法

優先評価化学物質(法第2条第5項)
第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中
毒予防規則第1条第1項第4号)
作業環境評価基準(法第65条の2第1項)
名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条
第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)
危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)
名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条
の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)

消防法
大気汚染防止法

プロピルアルコール(政令番号:494)(90%以上)
第4類 引火性液体 アルコール類(水溶性)
揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都
道府県への通達)

海洋汚染防止法
外国為替及び外国貿易法

有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)
輸入貿易管理令第4条第1項第2号輸入承認品目「2
の2号承認」

船舶安全法
航空法

輸出貿易管理令別表第1の16の項
輸出貿易管理令別表第2(輸出の承認)
引火性液体類(危規則第3条危険物告示別表第1)
引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第
1)

港則法

その他の危険物・引火性液体類(法第21条第2項、
規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)

道路法

車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本
高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第
2)

特定有害廃棄物輸出入規
制法(バーゼル法)

廃棄物の有害成分・法第2条第1項第1号イに規定す
るもの(平10三省告示1号)

16. その他の情報

参考文献

製造元メーカー提供資料
NITE GHS分類結果一覧
JIS Z 7252 GHSに基づく化学物質等の分類方法
JIS Z 7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報
の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全デー
タシート(SDS)

その他

経済産業省 事業者向けGHS分類ガイダンス
日本ケミカルデータベース(株)SDS作成システム
「ezSDS」により作成。
危険・有害性の評価は必ずしも十分ではないので、
取扱いには十分注意して下さい。